

阪南市自転車活用推進計画

令和6年11月

大阪府 阪南市

目次



1. はじめに	P1
2. 現状と課題	P4
3. 計画の目標と基本施策	P11
4. ネットワークの設定	P16
5. 自転車ネットワーク路線の整備	P18
6. サイクリング路線の設定	P20
7. サイクリング路線の整備	P22
8. 自転車に関する取組	P23
9. 計画の進め方	P27

1. はじめに



1-1) 計画策定の背景と目的

自転車は身近な移動手段として、通勤・通学、買物等比較的近距离の日常生活に広く利用されています。また、近年は、健康志向、環境意識の高まりや観光振興など、自転車の活用に期待が寄せられています。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が平成29年5月1日に施行されました。

同法第11条では、市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた自転車推進計画の策定に努めるよう規定されています。

これらの状況を踏まえ、本市の自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた阪南市自転車活用推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

【参考】自転車活用推進法（平成28年法律第113号）抜粋

（市町村自転車活用推進計画）

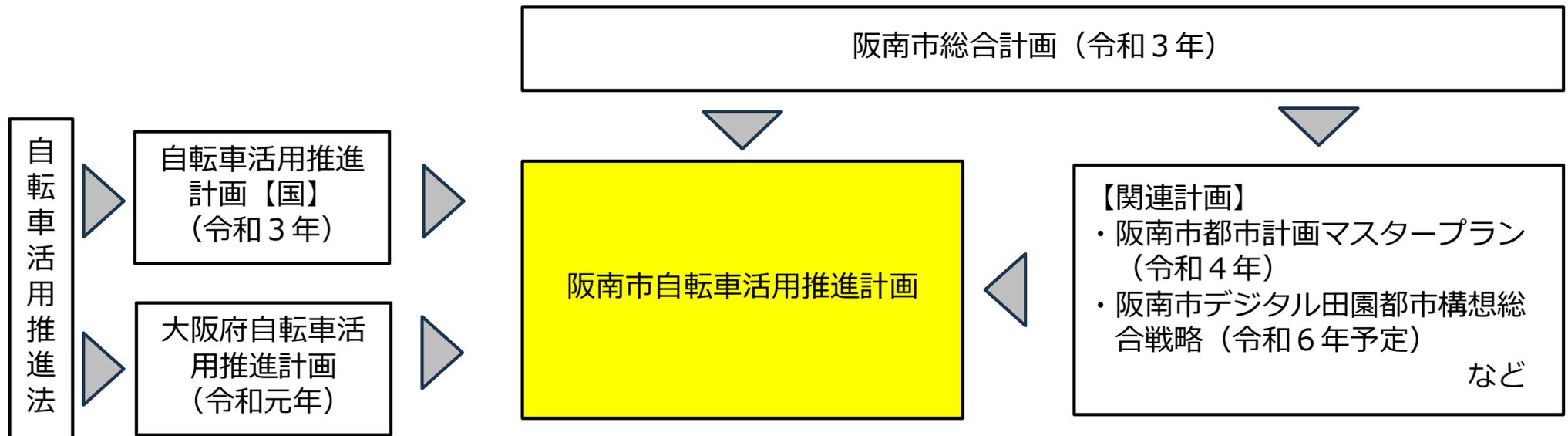
第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

1. はじめに

1-2) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である総合計画や関連計画等を踏まえ、自転車の活用を推進していくための実施計画です。



1-3) 計画の区域

本市の都市計画区域（行政区域全域）とします。

1. はじめに



1-4) 計画期間

本計画の計画期間は、国や府の計画等を勘案し、令和7年度から令和16年度の10年間とします。
ただし、次期総合計画基本計画や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとします。

年度 計画	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
自転車活用推進 計画（国）			←				→									
大阪府自転車 活用推進計画	←						→									
阪南市総合計画			←													→
阪南市自転車 活用推進計画							←									→

2. 現状と課題

2-1) 社会情勢の変化等

自転車は環境にやさしい交通手段であるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールなど、様々な活用がなされています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ライフスタイルや交通行動にまで影響を及ぼす中、人との接触を低減する移動手段として自転車の利用ニーズが高まった面もみられました。

また、情報通信技術の飛躍的発展に伴い、自転車を含め交通分野でもデジタル化が更に進展する可能性があります。

さらに、高齢化社会の進展等を踏まえ、多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の普及を更に進めることが必要となっています。健康増進、観光地域づくり、都市環境、安全・安心といった各種の分野においても、自転車を取りまく状況や課題は多様化しています。



出典：第2次自転車活用推進計画の概要（国土交通省）

2. 現状と課題



2-2) 自転車に関する最新の動向

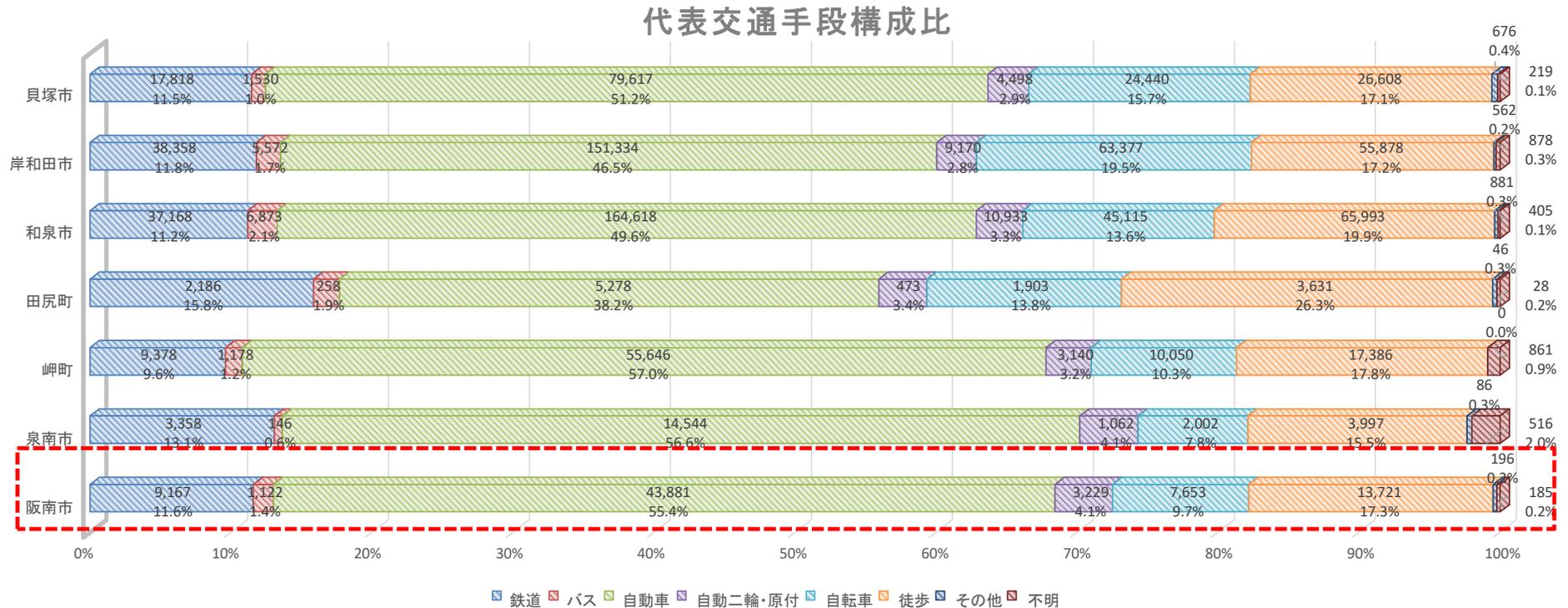
近年の自転車の安全対策や交通法規等については、以下のとおりです。

年 月	内 容
平成28年4月	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行
平成28年7月	大阪府において自転車損害賠償保険等への加入義務化
平成29年5月	自転車活用推進法の施行
令和5年4月	すべての年齢層で自転車利用のヘルメット着用の努力義務化
令和5年7月	電動キックボードに関する道路交通法の一部改正 ※原動機付自転車の一類型に「特定小型原動機付自転車」が創設

2. 現状と課題

2-3) 自転車利用の状況

本市における交通手段の利用状況では、丘陵部に住宅地の開発が多いことから、近隣市町に比べて自動車及び自動二輪・原付の利用が多く、自転車の分担率は低くなっています。



出典：第6回近畿圏パーソントリップ調査(令和3年実施)

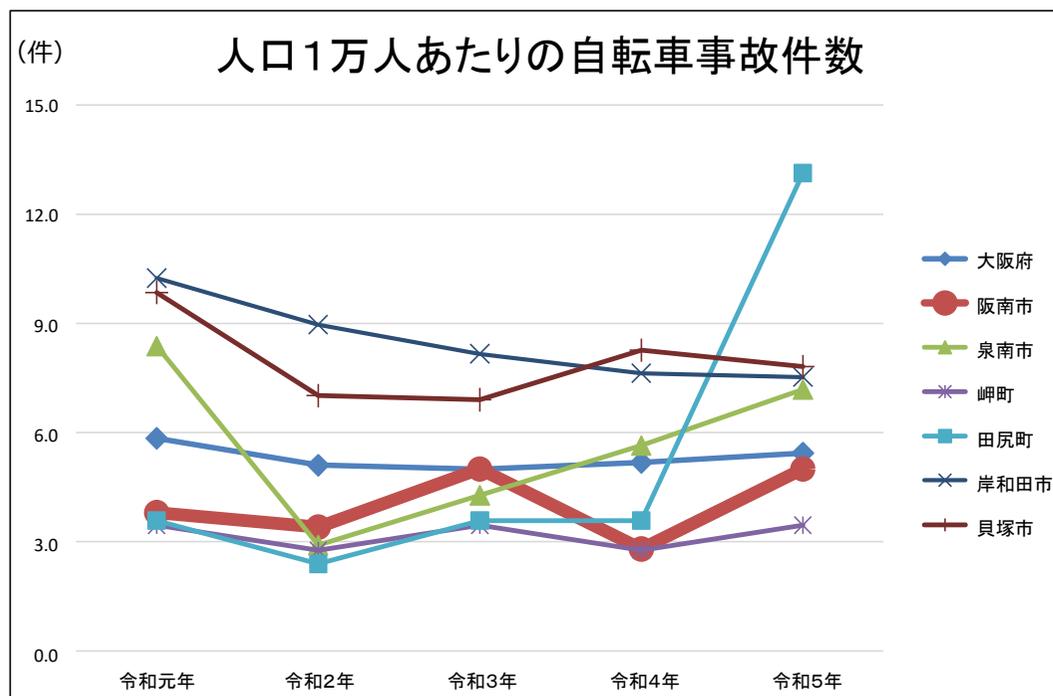
2. 現状と課題



2-4) 自転車事故の状況

本市における人口1万人あたりの自転車事故件数は、大阪府平均よりも低く、他市と比べても低い水準にあります。今後も安全で快適な自転車走行空間の整備が求められます。

■ 人口1万に当たりの自転車事故件数



■ 年間事故件数

(件)

市町村	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大阪府	5,550	5,584	5,165	4,504	4,405	4,548	4,768
阪南市	34	22	19	17	25	14	25
泉南市	42	35	49	17	25	33	42
岬町	5	9	5	4	5	4	5
田尻町	8	6	3	2	3	3	11
和泉市	166	146	153	159	161	157	165
岸和田市	272	263	192	168	153	143	141
貝塚市	97	94	87	62	61	73	69

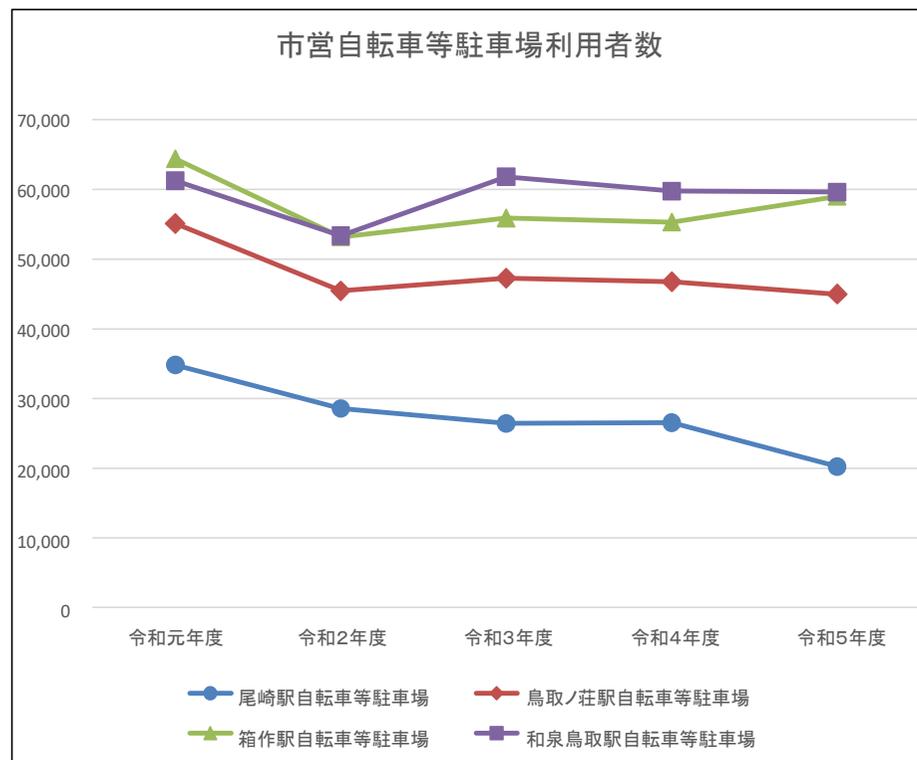
出典：大阪の交通白書(令和5年版)

2. 現状と課題

2-5) 駐輪場対策の状況

市内の駐輪場利用者数は、箱作駅自転車等駐車場を除き、概ね減少傾向にあります。

(人)



※令和6年3月31日をもって尾崎駅自転車等駐輪場は廃止となりました。

年間利用者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
尾崎駅自転車等駐車場	34,826	28,571	26,447	26,525	20,245
鳥取ノ荘駅自転車等駐車場	55,126	45,450	47,260	46,773	44,991
箱作駅自転車等駐車場	64,402	53,173	55,897	55,302	59,004
和泉鳥取駅自転車等駐車場	61,267	53,356	61,839	59,763	59,609

【尾崎駅自転車等駐車場】



【鳥取ノ荘駅自転車等駐車場】



【和泉鳥取駅自転車等駐車場】



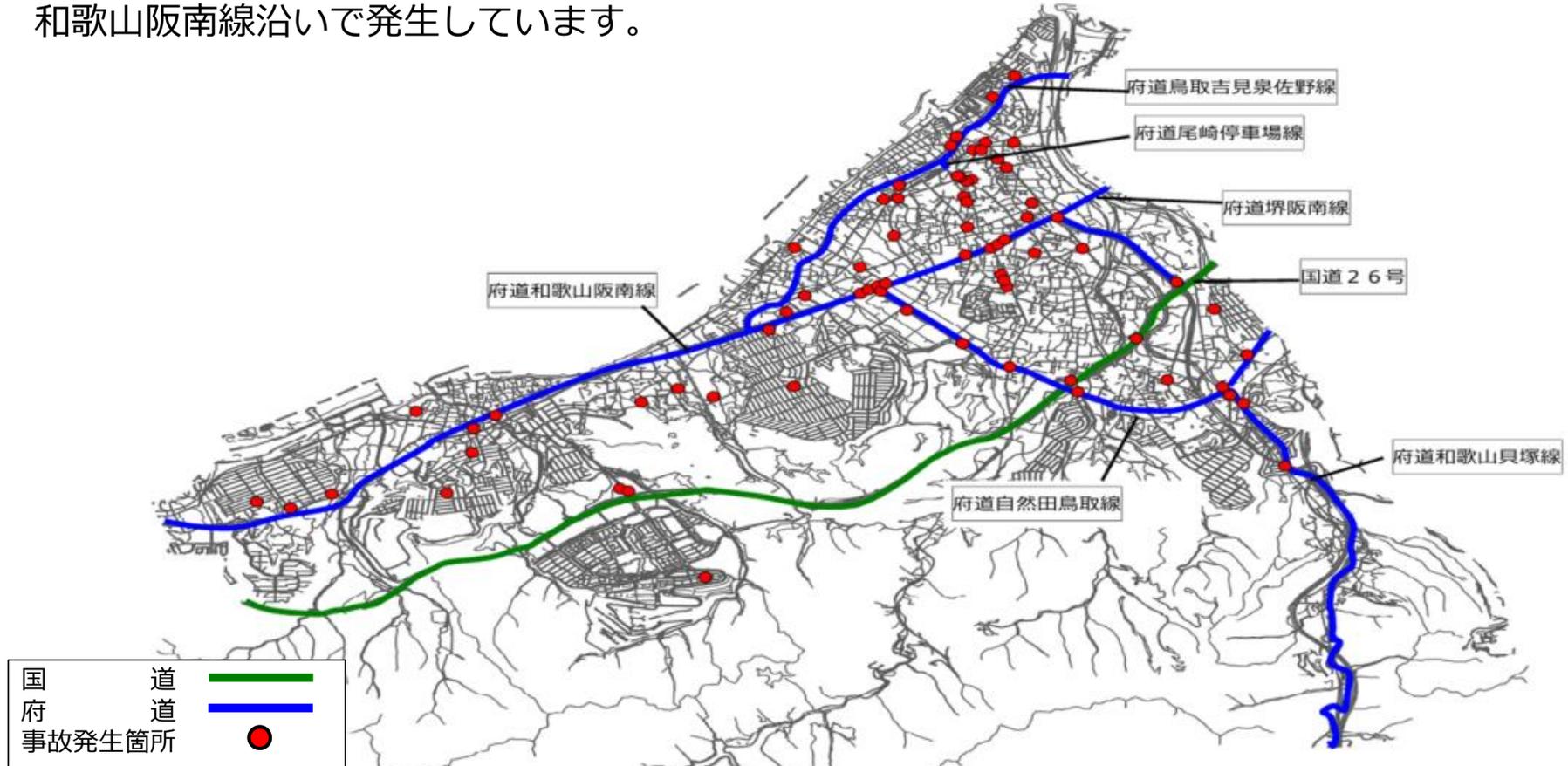
【箱作駅自転車等駐車場】



2. 現状と課題

2-6) 自転車事故発生箇所

令和元年から令和4年において、自転車事故発生箇所を図内に示します。自転車事故の多くが、府道
和歌山阪南線沿いで発生しています。



出典：警察庁公開「交通事故統計情報のオープンデータ」（令和元年～令和4年）

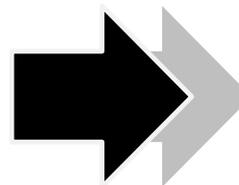
2. 現状と課題

2-7) 自転車・歩行者の通行空間

歩行者・自転車・自動車においてそれぞれの通行空間の整備を進める必要があります。自転車の通行位置を明確にし、自転車の安全確保が望めます。



歩行者・自転車・自動車の分離されていない道路



自転車の通行位置を明確にした道路
(出典：国土交通省)

3. 計画の目標と基本方針



3-1) 計画の目標

本計画では、本市を取り巻く自転車の現状・課題を踏まえ、下記の4つの目標を設定し、計画を推進していきます。

目標1：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

目標2：健康寿命社会実現のための自転車利用の促進

目標3：観光振興に資するサイクルツーリズムの促進

目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

3. 計画の目標と基本方針

3-2) 目標 1 : 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

【基本方針】

- ① 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進します。
- ② 自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間やサイクルポートの位置、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を示したマップを作成します。
- ③ 駅周辺における放置自転車の問題を解決するため、自転車駐輪マナーの向上、啓発に取り組みます。



3. 計画の目標と基本方針

3-3) 目標2：健康寿命社会実現のための自転車利用の促進

【基本方針】

- ① 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクリススポーツの振興を促進します。
- ② サイクルツーリズムを推進する企業・団体等とともに、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動を推進します。

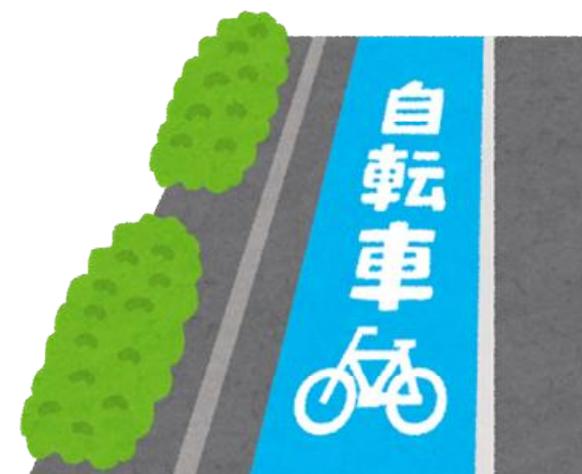


3. 計画の目標と基本方針

3-4) 目標3：観光振興に資するサイクルツーリズムの促進

【基本方針】

- ① 広域圏でのサイクルツーリズム振興に向けた周辺市町や関係府県との連携を推進します。
- ② 本市の地域資源である「食」・「歴史文化」・「自然」を自転車で有機的につなげ、周遊観光を促し、観光誘客の促進と交流人口の拡大を図るため、サイクリングコースを設定します。



3. 計画の目標と基本方針

3-5) 目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

【基本方針】

- ① 自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）の活用や、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用時におけるルールについての周知・徹底を図るとともに、自転車マナーアップ強化月間等、自転車の安全利用の推進に向けた啓発活動を展開します。
- ② 薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付を促進します。
- ③ 近年急増している自転車による宅配等による交通事故の防止について、指導啓発を関係機関と共に行います。
- ④ 様々なイベントを活用して、通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図ります。



交通安全運動講習会の様子



帽子付自転車ヘルメット

4. ネットワークの設定

4-1) 自転車ネットワーク路線選定の視点

	路線選定の視点	視点の結果
①	主な目的地と居住地区を結ぶ路線	・自転車での主な行先 (鉄道駅、学校、商業施設、公園、観光地、スポーツ施設など)
②	自転車関連事故の発生リスク低減が特に必要な路線	・自転車事故の多い路線(1kmあたり2件以上) ・通学路における自転車の危険箇所
③	連続性の確保に繋がる路線	・①②の連続性を確保する路線 ・泉州サイクルルートや隣接市町との連続性を確保する路線



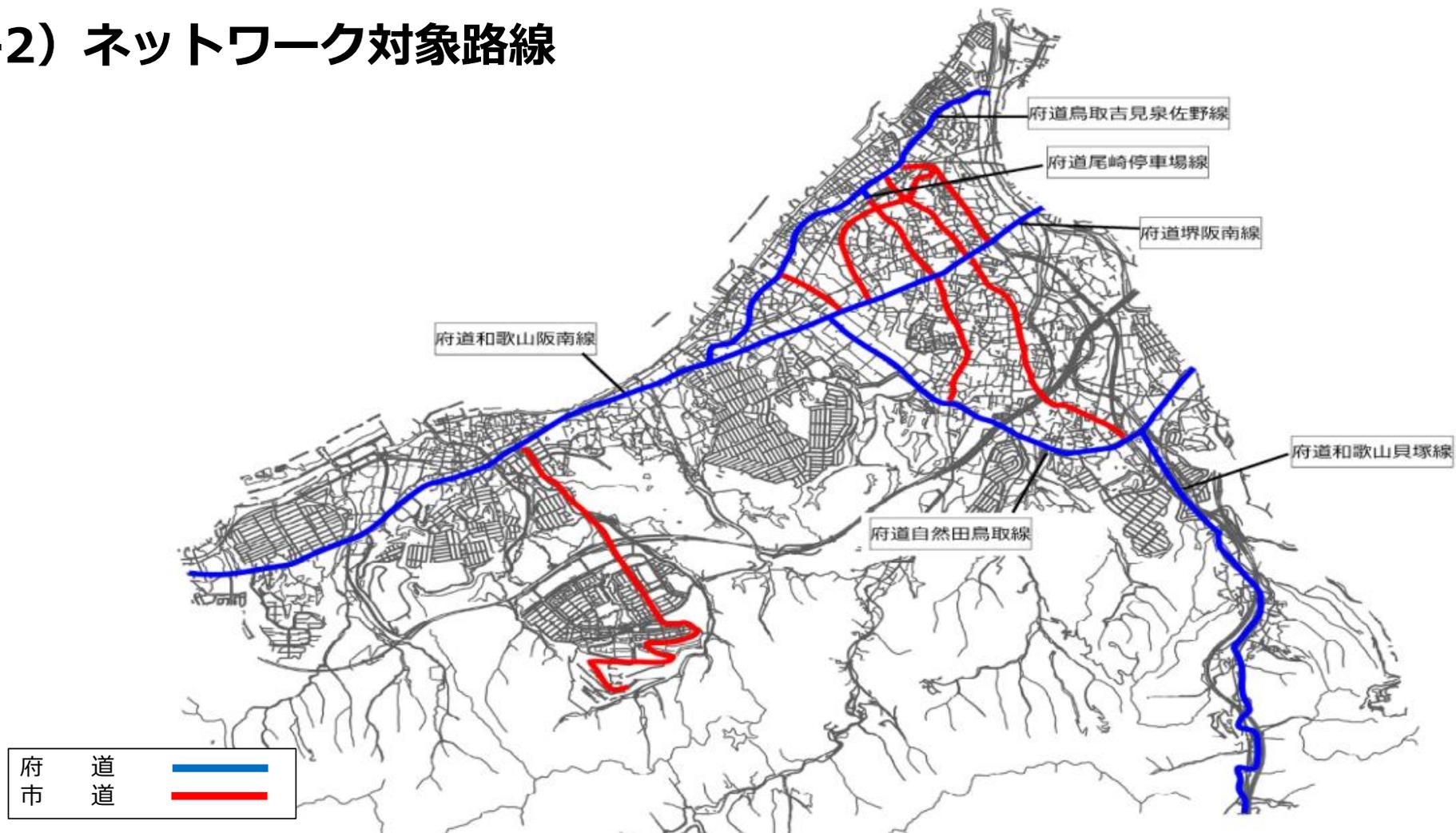
【優先的に整備する路線の考え方】

各視点を組み合わせて、以下の考え方で優先的に整備する路線を設定します。

- 自転車の利用が多い路線（交通量や幅員等の道路状況が自転車通行に適さない場合を除く。）
- 自転車関連事故の発生リスクを早急に低減させる必要のある路線
- 自転車の利用が少ない路線であっても、連続性を確保することにより安全性・快適性の改善が見込める路線

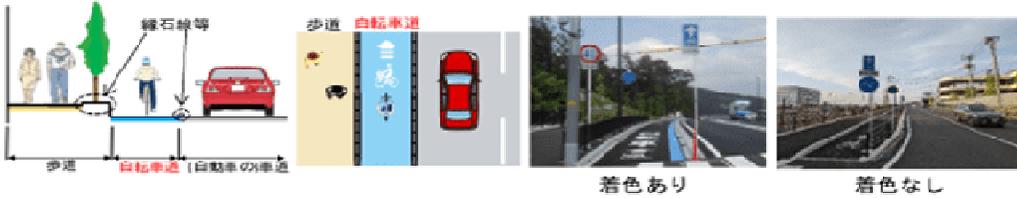
4. ネットワークの設定

4-2) ネットワーク対象路線



5. 自転車ネットワーク路線の整備

5-1) 基本的な整備形態のイメージ

整備形態	整備イメージ
自転車道	<p>A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合</p> 
自転車専用通行帯	<p>B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合</p> 
車道混在	<p>C. 車道混在とする場合</p> <p>矢羽根型路面表示等を設置</p> 

出典：国土交通省

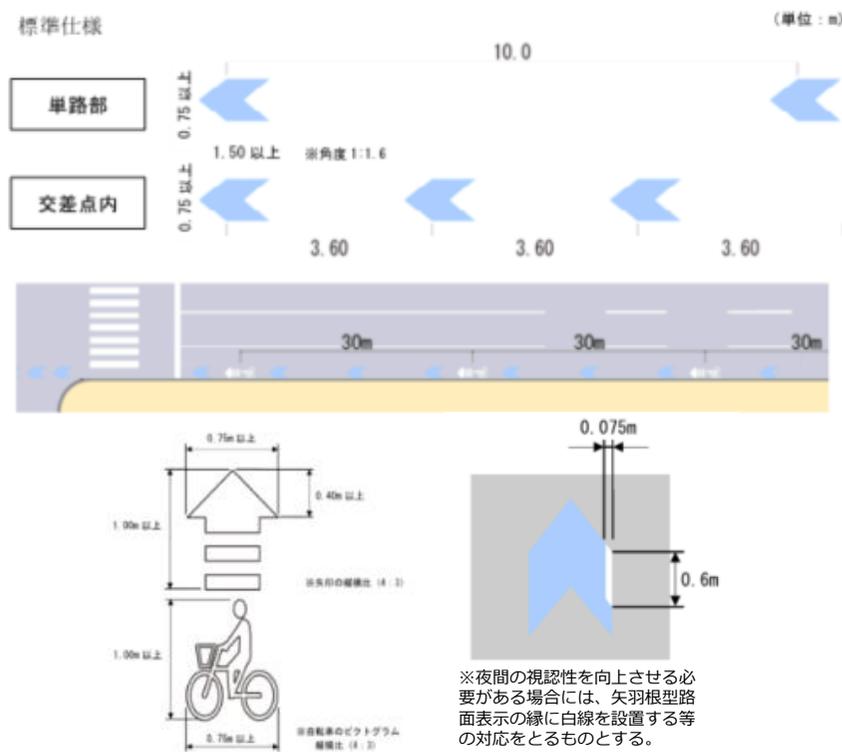
5. 自転車ネットワーク路線の整備

5-2) 自転車ネットワーク路線の整備仕様

○「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（令和6年6月 国土交通省道路局、警察庁交通局）における標準仕様や、「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領（改訂版）平成29年3月大阪府道路交通環境安全推進連絡会議」の標準仕様を参考として整備を行う。

仕様	形状	配置	
		歩道あり	歩道なし
仕様	<p>幅=0.75m 角度=1:1.6 長さ=1.50m以上</p>	<p>設置間隔≒10m※2 1.0m以上※1,※4,※5</p>	<p>設置間隔≒10m※2,※3 1.0m※4</p>
備考	<p>※1: 自転車は、車道や自転車道の中央から左の部分、その左端に沿って通行することが原則である。このため、路面表示の幅員は、標準仕様を用いない場合でも、この原則を逸脱しない範囲で適切な形状・位置を設定するとともに、自転車通行空間として共有する幅員を自転車利用者とドライバー双方に認識させることが重要である。</p> <p>※2: 矢羽根型路面表示の設置間隔は10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。</p> <p>※3: 郊外部においては、視認性を考慮した上で、10mより広い間隔(上限100m程度)で設置することもできる。</p> <p>※4: いずれのタイプも、矢羽根型路面表示の右端を、縁石端又は車道外側線から1.0mの位置に合わせる。</p> <p>※5: 路肩に側溝がある場合は、側溝部分を除いて1.0mとすることが望ましい。</p>		

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン



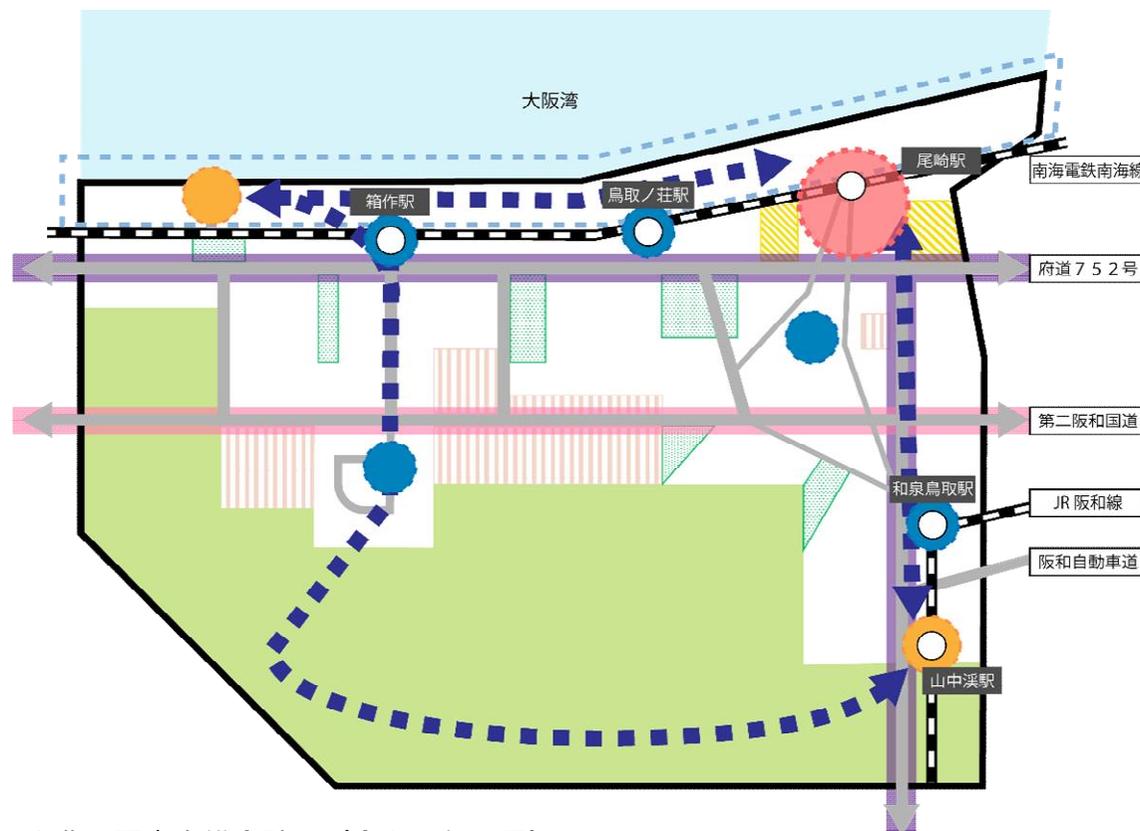
出典：大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領（改訂版）

6. サイクリング路線の設定

6-1) サイクリング路線選定の視点

○阪南市総合計画（令和4年3月策定）において、土地利用にかかる基本方針を定めております。観光連携軸を中心としてサイクリング路線を選定します。

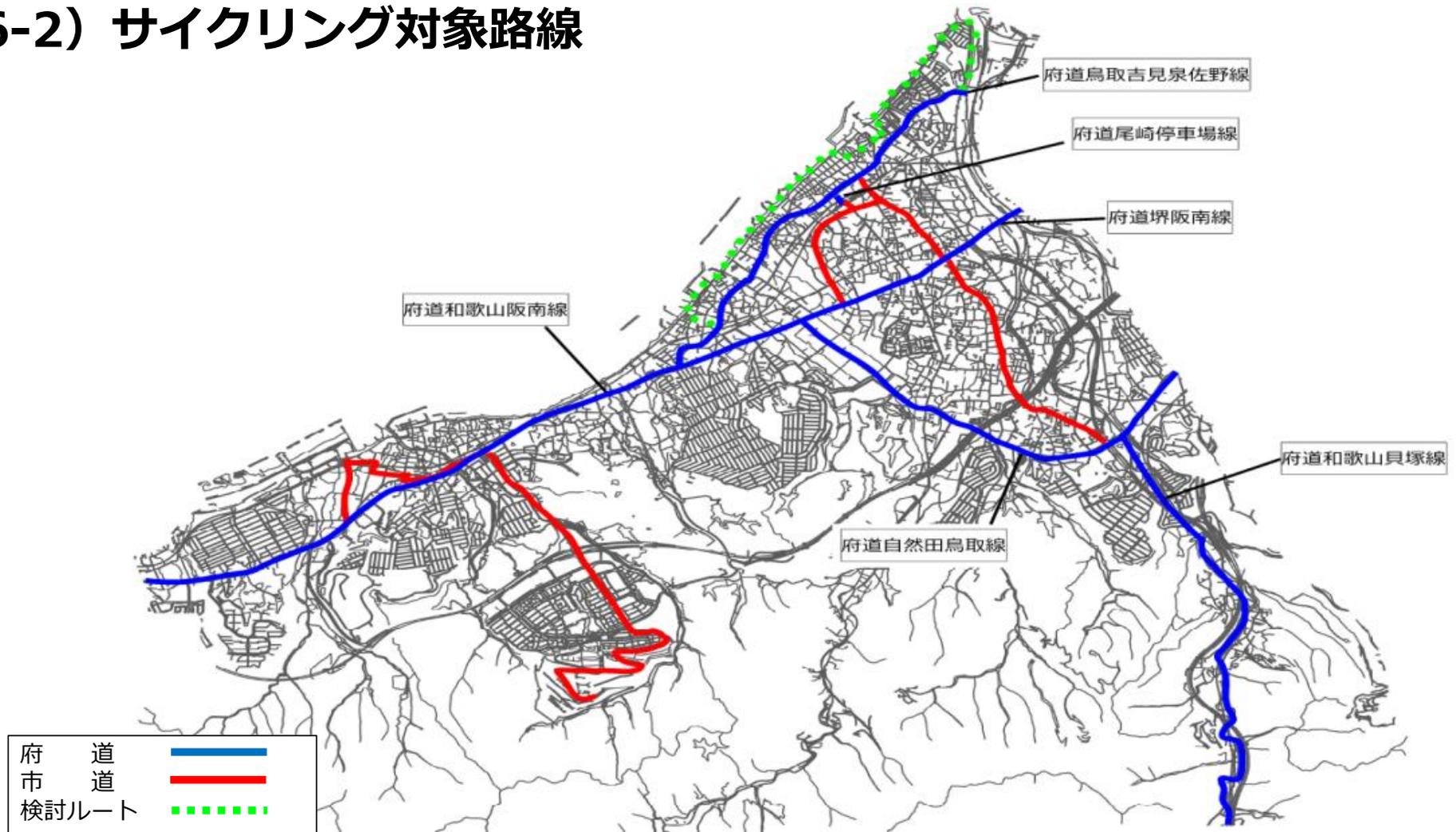
凡例	
	中心拠点
	地区拠点
	観光拠点
	農地ゾーン
	環境に配慮された産業誘致ゾーン
	市街地誘導ゾーン
	森林ゾーン
	海辺ゾーン
	生活広域軸
	産業広域軸
	観光連携軸



出典：阪南市総合計画（令和4年3月）

6. サイクリング路線の設定

6-2) サイクリング対象路線



7. サイクリング路線の整備

7-1) サイクリング路線の整備仕様

○自転車通行空間の整備仕様については、自転車ネットワーク路線の整備の仕様と同様に行い、看板等については、「広域的な自転車通行環境整備事業計画」（令和6年3月大阪府・京都府・大阪市・堺市）等を参考にします。

案内看板等の整備方針						
No.	機能	内容	設置箇所	形式	イメージ	
案内	1	経路案内	ルート全線(分岐部)	看板かつ 誘導表示 ¹⁾		
	2	経路案内	ルート全線(車道部、狭小区間)	看板かつ 誘導表示 ¹⁾		
	3	周辺施設案内	ルート沿線の観光施設や拠点等への分岐部等 ²⁾	看板 ³⁾		
	4	コースライン	迂回路やルートが分かりにくい箇所 (河川の高水敷と堤防天端等)	誘導表示		
	5	コースマップ	ルート沿線の観光施設や拠点等 ⁴⁾	看板		
	6	地域ルート案内	地域ルートへの分岐部等 ²⁾⁴⁾	看板 ³⁾		
誘示	7	自転車通行位置誘示	河川管理用通路等(大規模自転車道として位置付けられている 自転車歩行者専用道を含む)	誘導表示		
	(標識) (歩行者) (歩行者)	8	注意・禁行・止まれ	注意喚起が必要な交差点等 ⁵⁾	看板または 誘導表示	
		9	危険箇所 (急勾配・狭小幅員)	注意喚起が必要な危険箇所等 ⁶⁾	看板または 誘導表示	
		10	自転車歩行者道上の歩行注意	既存の自転車通行環境が整備された自転車歩行者道 ⁷⁾	誘導表示	
		11	その他、河川管理用通路を走行 する際の注意喚起	河川管理用通路等の車止め ⁸⁾	看板 (車止め設置)	
(標識) (歩行者) (歩行者)	12	幅寄せ注意	自動車交通量が多く車道直下の区間、ルートと交差する道路が 独歩車道である交差点等 ⁹⁾	看板		
	13	横断自転車への注意	信号のない交差点で特に注意喚起が必要と判断される交差点 ¹⁰⁾	看板		
	14	自転車注意	歩行者交通量が多く、見通しが悪い区間等 ¹¹⁾	看板		



出典：広域的な自転車通行環境整備事業計画

8. 自転車に関する取組

8-1) 教育・啓発

阪南市交通事故をなくす運動推進協議会、警察及び関係機関において、自転車等に関する教育や啓発に係る取組を実施しています。

【交通安全教育の推進】

幼児には、交通ルール及び安全な道路通行のために必要な知識の習得を行います。

児童には、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識として、技能の習得、道路交通における危険予測や、安全に回避する能力を高める指導を行います。

実施対象	実施期間・回数	人数	概要
幼児	10日間	—	交通ルールの習得
小学生	9回	2496人	交通における技能知識（危険予測・安全意识）の習得
中学生	3回	566人	
成人	春・秋の2回	107人	交通安全講習
高齢者	4回	114人	交通安全教育



令和5年度交通安全教育の実施状況

交通安全教室の様子

8. 自転車に関する取組

8-2) 教育・啓発

【普及啓発活動の推進】

市民一人ひとりの交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールの順守と交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない住みよいまちを築くため、様々な取組を実施します。

交通安全運動の推進

春・秋の交通安全運動等を幅広く周知するために、懸垂幕、ポスター、のぼり、チラシ、広報等を活用して、啓発活動に取り組みます。

自転車安全利用の推進

自転車で道路を通行する場合の交通ルールの周知、交通マナーの向上を図り、交通事故の減少や自転車による迷惑行為の防止など安全利用の推進を行います。

毎年11月が「自転車マナーアップ強化月間」であり、自転車ヘルメットの着用努力義務化などの啓発を行います。



交通安全運動の普及啓発活動の様子



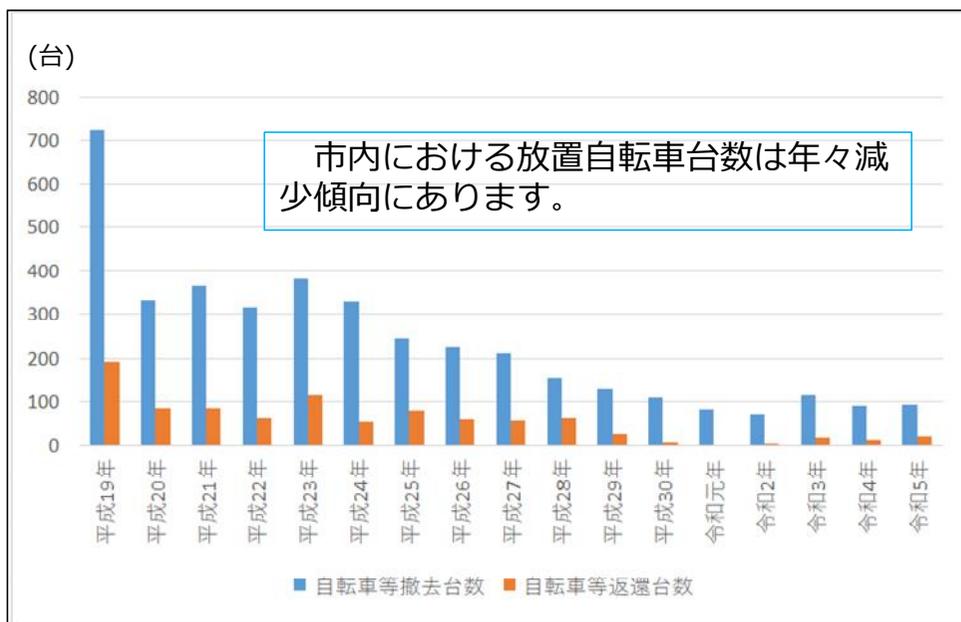
ヘルメット着用を推進するステッカー

8. 自転車に関する取組

8-3) 放置自転車対策

市では、放置自転車対策事業として、自転車等駐車場管理、放置防止指導、放置自転車の巡視、警告、撤去・移送、保管・返還・処分を実施します。

また、放置禁止区域を指定することで、歩行者の安全確保及び交通の円滑化を図るとともに、市民の良好な生活環境の維持を図ります。



市内における放置自転車の撤去・返還台数の推移



放置禁止区域の標識



和泉鳥取駅自転車等駐車場

8. 自転車に関する取組

8-4) レンタサイクル、シェアサイクルの推進

レンタサイクル、シェアサイクルなどを推進し、市内の回遊性を高めていきます。
また、阪南市観光協会では、電動アシスト付自転車のレンタルを実施しています。
通常の自転車利用では困難であった山間部や阪南市から遠方のエリアまで快適な移動が可能となっています。



令和6年にリニューアルされた電動アシスト付自転車

出典：阪南市観光協会

9. 計画の進め方

9-1) 進捗管理

本計画の実現に向け、進捗状況についてフォローアップを必要に応じて実施します。

また、総合計画等との関連性を踏まえ、PDCAサイクルとOODAループを併用し、取組の見直しと改善を実施します。

